

行政調査の概要

委員会名	建設水道常任委員会	調査期日	平成24年 10月17日～19日	調査先	福岡県飯塚市 兵庫県南あわじ市
参加者	委員長 橋本健二 副委員長 広瀬吉彦 委員 安藤 聡 八木沼久夫 菊地忠男 高橋秀勝 渡辺忠次 理事者 佐藤益美(建設部長) 随 行 鈴木弘明				
<p>調査事項： 水道事業における第三者委託について（飯塚市）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り組みの経緯と内容について ・今後の課題等について <p>【飯塚市の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市制施行 平成18年3月26日（1市4町による合併） ・面積 214.13 km² ・人口 132,126人（平成24年10月31日現在） ・世帯数 59,630世帯 <p>1 飯塚市の上水道事業について</p> <p>飯塚市は、平成18年3月26日に、1市4町（飯塚市、穂波町、庄内町、筑穂町、颯田町）が合併した。</p> <p>飯塚市の水道事業は、大正14年(1925年)に通水を開始して87年を経過した。</p> <p>水源確保や施設整備を行い、現在の水道施設は、水源地、浄水場、ポンプ場及び配水池等を合わせて88箇所ある。</p> <p>平成23年度の給水人口は127,556人、給水戸数は55,895戸、年間総配水量は14,846,626 m³であり、給水原価は139.59円、普及率は96.8% となっている。</p> <p>2 第三者委託（浄水場運転管理業務委託）について</p> <p>(1) 事業名 飯塚市浄水場運転管理等業務委託</p> <p>(2) 対象施設 88箇所 法定対象施設・・・14浄水場 法定対象外施設・・・74施設(取水施設、送水施設、排水施設、貯水施設、導水施設)</p> <p>(3) 期間及び契約金額 委託先 (株)データベース 委託期間 平成22年1月15日～平成25年3月31日 委託内容 浄水場運転管理業務委託 契約金額 486,990,000円（3年間）</p>					

・法定外委託の業務範囲

現在、メーカー等に委託する保守点検業務については発注者が行っているが、次回からは受託者が行う予定、ただし、一部地元業者に発注する業務は発注者が行う予定

・モニタリングのあり方

前回までは、年度当初に運転管理等業務計画書の提出を受けて、次年度に運転管理等業務報告書を提出するだけだったが、次回からは、業務に対する考え方を聞き取り、それをモニタリングにより確実に履行確認していくことが必要

・委託業者を監督する事業体職員の育成

委託することにより、経験豊富な職員が育たず、災害時などに的確な判断ができなくなり、住民に被害を与える恐れがあり、職員の育成や技術の継承が問題

3 料金収納事務等委託について

(1) 事業名

上下水道料金収納業務等委託

- ① 受付事務
- ② 検針事務
- ③ 使用水量認定・調定・更正事務
- ④ 収納事務
- ⑤ 納入通知・督促事務
- ⑥ 口座振替事務
- ⑦ 減免誤納金還付事務
- ⑧ 滞納整理、給水停止・解除事務

(2) 期間及び契約金額

委託先 フジ地中情報(株)九州支店

委託期間 平成22年1月15日～平成25年3月31日

委託内容 浄水場運転管理業務委託

契約金額 232,050,000円 (3年間)

(3) 業者の選定方法

・技術提案型競争入札方式

一定の資格要件をもとに業者を公募し、提出された技術提案書により技術審査を行い、審査に合格した業者を対象に入札を行う方式

(4) 委託に至った経緯

平成18年3月に1市4町による合併を行い、行財政改革に取り組んできたが、市長部局に先駆けて民間委託を進め、平成22年度から上下水道料金等の委託を行った。

(5) 受託者選定にあたり留意した点

水道局内に委託に関する資格審査委員会を設置し、受託者の選考にあたった。

・審査項目

- ① 会社概要・財務状況
- ② 受託実績
- ③ 業務体制・業務方針

特殊技術のために全体的に勤続年数が長くなっている。自分達で運転しないので、対応方法が分からなくなると思われるので、委託会社に災害・雷等の色々な場面を想定したマニュアルを作成するように指示しており、月に一回はミーティングを行っている。

Q：マニュアル作成は当たり前のことだが、なかなか浸透しないのではないか。

A：今年大雨が降って、去年まで使ったことのない浄水場を委託業者がはじめて使ったが、電源スイッチの不手際等があった。今年は、浄水場ごとにマニュアルを作成するように厳しく指導している。

Q：飯塚市議会の議員数は、合併特例時に 34 名、現在が 28 名と減ってきているが、上下水道事業管理者の必要性についての議論はないのか。

A：議論はない。

Q：須賀川市の場合、水道の工事発注で管工事組合を立ち上げている。飯塚市の場合、合併後に第三者委託を導入しているが、市内の業者は水道修理等にどのように関わっているのか。

A：あくまでも浄水場運転管理業務を第三者委託しているのであって、管の緊急修理等の場合には、飯塚市においても管工事組合にお願いしている。

Q：昨年 3 月 11 日の東日本大震災の時には、須賀川市の水道がかなり被害を受けたが、業者の方々が 24 時間体制で努力してくれたおかげで早期復旧ができた。第三者委託の場合、通常管理は受託業者にまかせるとして、事故等の緊急時の市の対応はどうなるのか。

A：雷等の緊急時の場合は、市の浄水係が対応する。第三者委託では、軽微な修理等を受託業者が行うことで、早めの対応が可能となっている点が良いところである。

Q：今回の契約期間が今年度で終了し、平成 25 年度から委託業者が変更となる場合も想定される。浄水場運転管理業務の 3 年間の契約金額が 4 億 8,699 万円だが、次回の契約金額の見通しについては、どのように考えているのか。

A：料金収納業務と浄水場運転管理業務については、新たに積算して、今まで市が発注していた軽微な委託部分についても第三者委託とすることから、前回と比べると契約金額は、多少上がると考えている。

Q：第三者委託にする前と後では、水道給水原価の 139.59 円はどう変わったのか。

A：電気料金等が上がったとしても、人件費が減っていくので効果は出ると思っている。水道給水原価は、1 市 4 町の合併時に他の 4 町は高かったが飯塚市に合わせた形であり、水道給水原価が下がった。平成 13 年に料金を改定したが、平成 29 年までは料金改定をしなくても大丈夫と考えている。

Q：浄水場の運転管理業務委託に参入したいという地元業者があると思われるが、地元業者育成のために、JV を組むとか、管工事組合のメンバーを入れるとか想定しなかったのか。

A：私達としても地元業者の参入を願っているが、第三者委託で安全で安心な水を提供する場合、地元業者には実績がないことから、最初から大手業者を想定していた。大手企業に第三者委託したとしても、中で働いている人は地元住民が多いことから、地元に貢献していると考えている。JV についても検討したが、2 社以上の企業になるので、経費節減につながらないと考え、今回は、大手企業単独でのプロポーザルとした。

Q：第三者委託の委託先が水道機工欄から欄データベースに変更となったが、変更となった理由は何があったのか。

いる。

Q：施設を統合しても取水量は間に合うのか。

A：平成19年の合併後に、第8期拡張事業を立ち上げ、給水人口は127,000人で、平成27年度を目途に1日最大60,220トンで運営できるように事業を行っており、それ以上に伸びることはないと想定されるので、取水量は十分に間に合うと考えている。

Q：水道法が改正されて、水道分野では新しい時代に入っている。水道事業では、専門的知識と技術が求められていることから、今後の人材育成についての考え方を聞きたい。

A：職員採用は、市長部局が行っているが、水質検査、電気等の職員は水道局として必要な人材であることから、あらかじめ人事部門と相談して職員採用に繋げている。先輩から後輩へ技術や知識を受け継ぐといった考えのもとに、今後の人材育成を考えている。

Q：水道事業で経費を追及すると、業者にしわ寄せが来て業者として縮小せざるを得ないことも考えられる。人材育成については、長いスパンで考える必要があるが、ワークシェアリングも含めて、今後どのように展望しているのか。

A：土木的なこと、機械的なことをそれぞれ先輩から後輩に技術指導を行い、教えていく体制を多く取っていきたいと考えている。

Q：一般的に第三者委託の委託期間は5年が多いと思われるが、飯塚市で行われている3年間のメリットについてお聞きしたい。

A：第三者委託を始めた時は委託期間を3年としていたが、5年としたほうが経費の節減等につながると思われるので、次回の委託期間は5年と考えている。

5 各委員の調査所感

(橋本健二委員長)

現在、水道事業は、大口需要者の水利用の変化や節水意識の高まり、節水型機器の普及などにより水道使用料が大きく減少している。その一方、須賀川市など多くの水道事業体が持っている水道施設や管路などの老朽化もすすんでいる。

今回、飯塚市の「浄水場運転管理業務委託」を行政視察としたのは、こうした中でも、市民に対して、安心して安全な水を供給するための人材の確保はもちろん、育成、業務の効率性の向上が求められ、なかでも、人材を活かす組織のあり方についての検討も必要になっていることから、飯塚市の〈第三者委託事業〉を視察先として選定した。

須賀川市は、浄水場の運転管理など22の業務を民間に委託しているが、さらに、現在行っている委託業務方法等の内容を検討している。

これからの管理業務の委託にあたっては、コスト削減のみで考えることなく、安心と安全を守る立場から、市民に対していかに安全で安心できる水を恒久的に提供すること、緊急時にあっても安定した水を供給できる体制を確立するための施策の検討が求められていると考える。

(広瀬吉彦副委員長)

1市4町の合併により、水道施設はそれぞれ合わせて88箇所あり、その内14の浄水場の運転管理業務を委託しているとのことであるが、水道事業そのものが昔と違い、近年は直営であらゆる業務を行わない仕組みになってきた為、「生き字引」と云われるベテランの水道技術を持った職員が、退職等により少なくなってきたなか、業務委託をすることにより、費用削減効果、事業体職員

は感心する。(合併したので現在は3番とか)

全戸漏水を確認することを2か月に一度して有収率のアップに努めることは、大変な努力が必要であるが、当市においても可能かどうか検討する必要がある。

第三者委託について、技術者の育成や技術の継承がされるならば、民間移行も考える余地はあるのではないか。

市民サービスには、庁舎統合や窓口サービスの支所を近くに置くことも必要ではないか。コンビニ活用は有効だと思う。

(高橋秀勝委員)

我市が今後第三者委託を考えているということで、今回、飯塚市で研修を受けたが、委託事業の考え、地元の業者の問題、プロポーザル方式、費用効果など結果はきちんと出ているようだ。

事業体職員の負荷低減は、民間に委託することにより職員が呼び出されることが少なくなった。

機器故障への対応というのは、直営により復帰時間が短縮された。また、心配されることは、委託事業を監督する事業体職員の育成が課題。

経験豊富な職員が育たず、災害時などに的確な判断が出来なくなり、住民に被害を与える心配があり、職員の育成なども重要。

第三者委託は良いことではあるが、調査研究を十分しながら進めるべきと考える。

我市としてもベテラン職員が若手の職員を今育てるのも課題と考える。

(渡辺忠次委員)

90年の歴史を誇る水道事業は、平成18年3月26日の1市4町の合併によって、その管理すべき施設などが多大なものとなった。そして、非効率的な水管理によってたちまち赤字経営に陥った。

このため、水道事業の合理化は急務であり、国の第三者委託の法制度化を奇貨として、即第三者委託を実現した。このことにより、浄水場運転管理業務等の面では、3,993万円、料金収納事務等においては、2,270万円のコスト削減に成功した。これまでとは異なり、次回からはプロポーザル方式の入札を採用することとしている。これは、飯塚市にふさわしい方式ということで決断された。

今後の課題としては、飲料水という特別に安心安全を求められるものについて、市の職員の持つ責任感、使命感を第三者に求め、さらにそれを維持させることにある。そのため、徹底的なマニュアル作りをしてはいるが、それでもやはり利益追求を使命とする第三者事業者はその責任感、使命感を持ち続けてもらうことは難題であると思われる。

調査事項 : 内水対策について (南あわじ市)

- ・取り組みの経緯と内容について
- ・今後の課題等について

【南あわじ市の概要】

- ・市制施行 平成17年1月1日 (4町による合併)
- ・面積 229.23 km²
- ・人口 51,021人 (平成24年9月30日現在)
- ・世帯数 18,886世帯

1 河川法の考え方について

我が国の河川制度は、明治29年に旧河川法が制定され、改正を重ねて現在に至っており、近年では、平成9年に河川法が改正された。

・改正の主眼

- (1) 従来の「治水」、「利水」に加えて、「河川整備の整備と保全」が法の目的に追加された。
- (2) 河川整備の基本となる計画として、従来の「工事实施基本計画」に代わり、「河川整備基本方針」と「河川整備計画」を定めることとなった。

2 平成16年台風23号について

平成16年は、日本全国で異常気象が続き、7月の梅雨には、福島、新潟に続いて福井においても集中豪雨によって甚大な水害が発生した。6月から10月にかけて過去最多の10台風が上陸し、全国各地で水害の爪痕を残した。

淡路地域においても、梅雨前線による集中豪雨、台風16号と台風18号による高潮、台風21号と台風23号による豪雨に見舞われた。

被害状況

死者数	10名
負傷者数	26名
家屋の全半壊 (一部損壊含む)	2,320棟
床上浸水	717棟
床下浸水	2,972棟

3 三原川水系河川整備計画について

河川整備計画の策定にあたっては、学識経験者、地域住民、地方自治体の長の意見を反映することが重要であるため、「三原川水系河川整備計画懇談会」を設立し、意見交流を行うこととし、懇談会を6回開催し、平成22年3月に河川整備計画を策定した。

(1) 対象区間

三原川水系のすべての法定河川

(2) 対象期間

概ね30年

5 質疑応答

Q：入貫川排水機場の $16.8\text{m}^3/\text{sec}$ では、毎分何トン位の排水ができるのか。

A： 1m^3 は1トンだから、1秒間に16.8トンの排水が可能となる。

Q：須賀川市の排水ポンプは、毎分14トン位の排水能力しかない。須賀川市には釈迦堂側と阿武隈川があるが、釈迦堂側の上流では、川の水が上がると内水の樋門を止めるので内水がたまってしまい、排水する必要が生じる。この位のポンプ能力があれば排水も容易であるが、ポンプ設置にかなりの金額を要している。毎秒6.6トンでは足りないから、毎秒16.8トンの排水ポンプに換えたのか。

A：そのとおりである。

Q：多額の費用が投じられている入貫川排水機場改築工事の財源はどうなっているのか。

A：入貫川は兵庫県管理の河川であり、外水対策は河川管理者である兵庫県が行い、内水対策は市が行うことになっている。本来、内水対策として市が行うべき入貫川・孫太川・倭文川の3排水機場の整備は、県の予算で更新等を行っていただいております、市の予算負担がない特殊なケースである。

過去の経緯は不明だが、昭和40年頃、農水対策として土地改良事業で設置したものを県の河川部局で管理していただき、結果的に市の負担なく県予算で行ってきた。国のメニューの総合内水対策緊急事業で、国庫を受けて県が実施していた事業が、2年位前に社会資本整備交付金事業に変更となり、水の安全対策事業の中に包括された形であり、補助メニューの変更がありながらも継続して実施していただいている。

総合内水対策緊急事業で内水対策を行う場合、河川の内水対策だけではなく、地盤を上げて建築するといった法規制を伴った条例を市で作るという前提があった。

兵庫県では、全県的に、ためる、まもる、ながす、といった兵庫県総合治水事業条例を本年度から施行している。市の条例ではなく県が条例でバックアップしていただき、基本的には国庫事業として県が実施している。

Q：南あわじ市は、周りが山に囲まれているから土盛りを1m位すれば被害が緩和されると思う。被害を食い止めるために、建築規制関係についての市の指導方針を聞きたい。

A：本来、建築基準法で建築規制をすることは必要なことだとは思いますが、市民の負担が増えることで理解が得られない部分も多くあるという判断のもとで、出来るだけ建築規制の条例は行わない方向で考えている。しかし、補助金の保留がないように、2年位前に条例（案）については県と調整は行っている。

Q：市管理の排水機場の管理経費として、年間2億円か3億円はかかるのではないかと思うが、実際、年間経費としてどの位かかるのか。

A：三原川水系では過去から浸水被害が多発し、自ら守るという意識付けのため、日常管理・点検は地元が負担している。過去の経過が色々あるが、市は、一つの排水機場で電気代を支払うのみで、大きな金額にはなっていない。

Q：私道整備する場合には、個人の負担は伴うが補助を出しており、補助率が上がれば全体的な社会資本の整備につながる。周りが山に囲まれているので、高台移転は難しいとは思いますが、補助制度のなかで整備すれば、将来的な経費節減につながるという意見は議員から出ていないのか。

A：社会資本全体のかさ上げするための市としての補助制度について、具体的に検討した経過は

全戸配布、ホームページによる浸水区域の提供、緊急避難物流経路の整備等があげられる。

Q：最近の水害の特徴としては、土地利用との関係で、土地の開発とか基盤整備が水害の要因となり、内水被害に大きな影響を及ぼすことが考えられているが、南あわじ市の場合、開発行為による影響はあるのかどうか。

A：開発行為の影響で、河川への流出速度が増して浸水被害をもたらすことは想定されており、当然発生している。ほ場整備を一つの開発として捉えると、被害が多々発生しており、その対応として、県では河川部局と土地改良部局が相互協力しながら、浸水被害の軽減につなげることにしている。県では、調整機能を持たせて開発する、調整池を作ることなどを規定した総合治水条例を去年施行した。県では、内水対策・外水対策といった水対策にかなり力を入れている。現在、開発行為の規制等を盛り込んだ三原川水系内の計画書を作る形で進んでいる。

Q：須賀川市と比べると地元住民の危機意識が高く、昔から歴史的に自らの財産を守るという気持ちが高く、市に頼らずに自分達で活動されているが、自主防災組織育成事業補助金はどのような制度か。

自主防災組織にどんなことを期待しているのか。

A：自主防災組織育成補助金は、総務部防災課が担当しており、自主防災組織結成届を提出している組織を対象に、補助率は4/5で、自主防災組織の整備を図る事業、自主防災組織の活性化を図る事業、自主防災組織の継続を図る事業に補助している。南あわじ市には、203の自治会があるが、170以上の自治会に補助しており、80%近い組織率となっている。

先日、南三陸市で視察研修をしてきたが、夜間避難訓練の必要性を感じ、南あわじ市でも実践している。

Q：三原川水系入貫川総合内水対策計画のなかで、「上流地域の圃場整備においては、畦畔の嵩上げ等により、河川放流までにタイムラグを設けている」との記載があるが、下流域が浸水被害を受けているときに、上流域の方が畦畔を嵩上げするための理解・説明を求めらうと、どのような取り組みをしているのか。

A：上流域の方々の意識は低い。

Q：阪神・淡路大震災を踏まえて、平成17年9月からスタートしている住宅再建共済制度(フェニックス共済)の概要について教えていただきたい。

A：住宅再建共済制度(フェニックス共済)は、阪神・淡路大震災を教訓として、兵庫県が立ち上げた相互扶助制度であり、年間5,000円で住宅再建に最大600万円が給付される制度である。

6 各委員の調査所感

(橋本健二委員長)

建設水道常任委員会は、「内水対策について」の行政視察先として、南あわじ市「三原川水系入貫川総合内水対策事業」を選び視察を行った。南あわじ市は、平成16年10月の台風23号によって、内水域の浸水に加え外水の越水・破堤により大きな被害に遭われ、その対策として「三原川水系河川整備総合計画」と「入貫川総合内水対策計画」を立てている。

現在、都市型水害として「内水被害」が注目されている。河川で言われる「内」と「外」は、河川の堤防を境界にし、「外水」は川の水、「内水」は、まだ川に到達していない宅地や農地にある水のことです。「内水被害」は、内水による被害のことです。雨などによって宅地屋の内側にある水が、何らかの理由により川に排水されることなく、その場に湛水され、道路や畑などを冠水させたり、

「自らの安全や財産は自らが守る」

今後は、ほ場整備事業と併せて、揚水ポンプにより床上浸水を軽減させることを目的に事業を進めるとのこと。

須賀川市においても、卸町や下の川周辺などが内水による水害が頻発している。国・県と協議を重ね、揚水ポンプの設置を要望するとともに、ポンプの稼働や保守点検については地元住民に任せることがいいのではないかと感じた。

また、河川の堆積物の除去や内水の分水経路の新設も急ぐべきであろう。

(菊地忠男委員)

平成 16 年の台風 23 号による被害は、当市の 8.5 水害、8.27 水害にも劣らず、死者 10 名、負傷者 26 名の人的被害のため、国策が取られたと考えられる。

当地方においても、阿武隈川河川改修として 800 億円が投じられ、浜尾遊水地や護岸整備がされてきている。国策をはじめ、被害を被った後に対策がされているのが実情だが、被害予防のために施策をすることが本望であろう。

内水対策は、本市の事情と異なるため、同一の考えにはないが、南あわじ市の 10 分の 1 のポンプ施設なりでも設置すれば、対応は可能ではないか。1 億円のポンプを 10 台も用意すれば良い。

河川の堤の越水についても見直す必要がある！川床の土砂の掘削も必要ではないか！

災害の前の準備こそ災害に強い街づくりと考える。

(高橋秀勝委員)

南あわじ市の内水対策計画を研修して、我市とまったく違うと思いながら研修した。

それは、我市は川岸が増水して、川の樋門を閉じてそれが内水害となる。たとえば、その内水を配水ポンプで対応しようと毎分 14 トン、1 時間(60 分間)としても 840 トン。南あわじ市の場合、毎秒 6 トン、毎分 360 トン、今では毎秒 16 トンの計画で事業を開始している。

南あわじ市の場合、海拔ゼロメートルからの対策で、我市は我市で、今現在をどうするか、対策としては、今計画に入って調査を始めようとしている。

分水の問題は、十分に調査して、自分達の地域は自分達が守るという南あわじ市民の考えには頭の下がる思いがした。

説明のなかで印象に残ったのは、ダムを設置されていることから、「ためる」、「まもる」、「ながす」、国県からの施策として努力しているが、我市としても市民地域の方々も行政まかせではなく、自分達としても知恵をしぼらなくては、そう考えながら研修を受けた。

(渡辺忠次委員)

三原平野は手のひらを返したような地形で、多くの川が一つの河口を目指して流れ込んできく。しかも広大な地域が海拔 0 メートルか、もしくはそれに近く、流水が非常に緩慢である。時には海水が逆流して塩害を及ぼすという程であり、一度の降雨で水流が急激に増大するという特徴があり、昔から悩まされてきた。河口付近で水が停滞するとはるか上流までも洪水になってしまう。

外水は国と兵庫県の管理、内水は南あわじ市の管理と分けられてはいるが、兵庫県は内水管理まで援助の手を差し伸べ、現実に入貫川という支流の内水処理に 16.8 トン / 秒のポンプを設置している。

行政調査の概要

委員会名	建設水道常任委員会	調査期日	平成24年 11月16日	調査先	群馬県太田市
参加者	委員長 橋本健二 副委員長 広瀬吉彦 委員 安藤 聡 八木沼久夫 菊地忠男 高橋秀勝 渡辺忠次 理事者 渡辺伸一（水道部長） 加藤憲二（営業課長） 岩瀬 孝（施設課長） 随 行 鈴木弘明				
<p>調査事項： 水道事業における包括業務委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り組みの経緯と内容について ・今後の課題等について <p>【太田市の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市制施行 平成17年3月28日（1市3町による合併） ・面積 175.66km² ・人口 220,789人（平成24年11月1日現在） ・世帯数 87,347世帯 <p>太田市は、関東平野北西部に位置し、南部には利根川、北部には渡良瀬川が流れて平坦な地形が広がっている。</p> <p>産業は、富士重工業（旧中島飛行場）を中心とした自動車産業によって、全国有数の内陸型工業都市として発展を続けており、定住人口も増加している。</p> <p>1 太田市の水道事業の歩みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和14年 太田町水道施設として創設 ・昭和23年 市制施行 ・昭和47年 漏水修繕を民間委託 ・昭和50年 急速ろ過池を持つ「利根浄水場」建設 ・昭和54年 浄水場夜間土日祝祭日管理業務委託を民間委託 ・昭和58年 四万川ダム建設に参加し、表流水の権利獲得 ・平成2年 表流水処理対応の「渡良瀬浄水場」建設 ・平成10年 修繕待機料を含む突発漏水修繕を民間委託 ・平成11年 料金収納業務を民間委託 ・平成13年 検針業務を含む全ての料金徴収業務を民間委託 ・平成14年 水道法第24条の3による第三者委託を実施し厚生労働省へ届出 ・平成17年 水道事業に関する最適運営形態調査実施 1市3町による合併（太田市、新田町、藪塚本町、尾島町） ・平成19年 水道法第24条の3による第三者委託の5年間を終了 第1期水道事業包括業務委託実施 					

<委託の実施>

- ・ 3社による新会社（㈱アドバンストビジネスサービス）を設立し、受託水道業務技術管理者を置いて責任の明確化
- ・ 地方自治法第214条の規定に基づき、債務負担行為（5年間）により複数年保証を明記
- ・ 平成20年、21年には、それぞれ委託業務の拡大を実施

参考

ヒアリング評価基準(採点表)項目

受託実績の地域と件数

水道事業全般に関する基本理念

受託業務運営方針

組織および人員体制に関して

浄水場、関連施設の維持管理に関して

導水、送水、配水管路の維持管理に関して

給水装置に係わる管理運営に関して

事務的業務に関して

お客様満足度向上に関して

提案金額及び根拠に関して

その他応募者提案事項

(3) 第三者評価報告書（三菱総合研究所）

<当初意図しなかった効果等の把握>

- ・ 経済産業省関東経済局の報告によれば、太田市の包括業務委託による行政のコスト削減効果と地域経済への波及効果は、合わせて年間約2億2千万円になる。
- ・ 浄水場の軽微な修繕項目の拡大や、管路網情報のデジタル化等の受託事業者による積極的な取組によって、当初予定していなかった部分についても、約2千万円の経費を削減することができた。これらについては、水道局直営のままであれば、人力的な限界から、そもそも取り組むことができていなかったことも十分考えられる。
- ・ 全国に先駆けて包括業務委託を実施したことで、太田市の知名度は大きく上昇し、多くの自治体から見学者が訪れるようになった。効果だけではなく課題も含めて、太田市の実績は、今後、官民連携を促進する自治体にとって貴重な情報となる。
- ・ 民間企業への包括業務委託を実施したことで、官が担うべき役割（水道事業のあり方の検討等）と、民に任せてもよい役割（今回委託した業務等）を明確にすることができた。しかし、受託事業者の人事管理上の不備もあり、民に任せてもよい役割を必ずしも全て任せることができていないのが現状である。
- ・ 受託事業者に退職者が出るなどの理由で、官から民への業務のリレーがうまくいっていない部分もある

<今後の太田市水道事業>

① 十分な事前協議

契約時の事前協議をしっかりと行い、必要に応じ第三者を交えた協議も検討する必要がある。

A：石綿管の布設替えに関しては、設計監理を一つの業者に発注し、施行は別の業者に発注することで市役所が介在しない形にしている。地域内の石綿管をブロック別に考えて、地域を面で捉えて発注している。新たに給水管を設置するほうが早くできるが、石綿管を地中埋設で保存していくことは難しいことから、今までのとおり進めていく考えである。

Q：委託されたとき、平成18年度実績の80%の額で発注をされたようだが、実際、80%を上回った事例、下回った事例はなかったのかどうか。

A：再委託については80%で委託したが、電気料金や薬剤費は80%には収まらないことから、かかった経費を100%算定した。80%でできるものか、できないものかは価格交渉で対応した。あくまでもベースは80%にして、交渉しながらひとつひとつ潰していった。企業の経営努力で無理なものは、交渉により割合を算定した。

Q：プロポーザル実施要領の中に、「過去5年間のうちに、国内の水道事業又は用水供給事業において、水源として表流水を利用する、施設能力20,000 m³/日以上浄水施設の水道法24条の3による運転維持管理業務委託を3年以上実施した者」と記載されているが、実績のある大手企業でなければ難しいと思われるが、最初から大手企業を想定して実施要領を作成したのか。

A：太田市は、㈱明電舎に対して徐々に委託を進めてきたのであって、一気に進んだわけではない。最初から大手を見込んだわけではなく、問題点をクリアして経験を積みながら進めてきた結果であり、委託先への業務の引き継ぎ方、市役所の教え方が重要であると考え。業者に委託をする場合に、慣れるまでには5～6年はかかる。太田市はひとつひとつクリアしていった。

Q：申請受付業務や検査業務について審査する際に、業者が審査する場合、相手の気持ちを考慮して役所が審査する時と比べて審査基準が甘くなるのではないか。

A：審査に関して、委託先は基準に従いマニュアルどおりに審査を行おうとする。今まで市役所が審査していた時に比べて厳しく審査することで、民と民の関係で摩擦が起きることもあり、市役所は調整作業を行っている。

Q：料金の徴収業務に関して、滞納者に対する徴収催促時の苦情・トラブルの事例はあるのかどうか。

A：滞納整理に関しても色々と苦情があり、土・日、夜間に呼ばれることも多かったが、現在はなくなってきた。料金徴収では給水停止が一番の問題となるが、委託先は定められたことを守ろうとする。市は、訪問先へは2回訪問するように指導しており、差置きして督促状を出しても支払わない場合は給水停止の対象としているが、委託業者はプライドにかけて、徴収率を落とさないために給水停止を行っている。

Q：太田市の進むべき方向として、民営化も見据えているようだが、第三者によるモニタリング機関の設立のほか、今後取り組んでいこうとしていることはどのようなことか。

A：官民連携の手段として広域化が考えられるが、まだ取組をはじめたばかりである。広域化については、本年5月末に3市5町の各首長の合意を得て、部課長による研究会を設立したところであり、今後協議を重ねて、平成28年4月に企業団の設立を目指している。実現すれば、給水人口は約45万人、給水収益は約91億円になる予定である。

太田市はほとんど包括業務委託を進めているが、大都市の自治体では官民連携会社を設立して業務を移していく動きがある。官と民で協力して事業を行ったほうがよい場合があり、退職者等を雇用して技術の流出を防ぐことも考えられる。広域化は一つのステップであり、広域化

その制度設計をしっかりと行う必要がある。住民も従来の行政のサービスを受けるといった概念から脱皮し、サービスの提供のメニューとレベルを自身で決めていくことが求められているのだろうか。

第三者委託とは、コスト（費用）縮減や効率的な施設更新および維持管理を図るために、従来職員が行ってきた施設の維持管理を民間業者へ委託するものである。

これにより、民間の技術力・経営ノウハウを活用して、抜本的な管理体制の強化とコスト縮減を同時に行うことができ、より安全で安心・安定した水供給体制を図ることができる。

また、委託を行うことにより、職員数削減も行うことができる。

従来の行政は住民福祉の増進の目的のためサービスの拡大を続け、地方はナショナルスタンダードの達成を目指して頑張ってきた。その目標は一応達成したと見ることができよう。しかし、これからの日本の地方行政は地方分権の進展に伴い、真の地方自治の確立が求められている。公共サービスは官が提供するという概念を捨て、住民のニーズや価値観に合ったサービスが提供できる体制を作らなければならない。

その一つの手法が包括業務委託である。その概念は従来の業務委託の単なる組み合わせや拡大に留まらず、抜本的な考え方の意識改革が求められる。まさに、民間自身も市役所業務を直接担う当事者になる訳で、今後の我が国の地方自治の運営形態そのものが変質する可能性を秘めていると言えよう。そのためには、民間企業が公を担うとはどういうことかを考える必要があるとともに、行政自身も PPP の基本を理解し、その制度設計をしっかりと行う必要がある。住民も従来の行政のサービスを受けるといった概念から脱皮し、サービスの提供のメニューとレベルを自身で決めていくことも必要である。

包括業務委託の実施に向けて、様々な新しい考え方を提示したが、それらを総合的に組み上げるのは相当な労力と時間を要することになるだろう。しかしながら、将来の地方自治にとって民間を含めて様々な団体やグループなども巻き込んだ「新しい公共」に基づいた「新しい公共サービスの提供体制」の確立こそが再生の道であり、是非、実現する必要がある。本報告がその一助になることを望んで締めくくるとしたい。

（広瀬吉彦副委員長）

事業内容、効果、今後の課題等については、資料のとおりであるが、話しを伺っていて一番感じたことは、何といたっても当局側が業務委託を 100% 実行していくのだという気概を持っていること。そして、委託先を信用して指導にあたっていること。そのことが、受託業者が当局の要求に応えなければならないと最善の努力をしていて現在の良い結果・効果が現れているのだと感じた。

（安藤 聡委員）

取り組みの経緯と内容について、説明を受けた。四万川ダム建設に伴う約 200 億円の権利等費用、財政圧迫が大きい。日本経済研究所からの答申により方向性が決まる。

委託業者選定では、総合評価方式ではなくプロポーザルを実施。一体的な委託により効果を上げている。コストカットだけではなくお客様満足度調査を実施した。

当初は、細かい指摘が市民から多々あったとのことで、業者と共に行政で行って、ひとつひとつ潰していったとのこと。三菱総合研究所による第三者評価がホームページで詳細まで公開されるなど、情報公開を活かしてよりよい事業展開を図っている。受託業者の 1 社でもある明電舎も事例紹介するなど参考になる点が多い研修だった。

水道業務を委託することにより、人員が平成 5 年が 78 名、業務をスタートした平成 18 年は 52 名、現在が 20 名程度で、5 年間で人件費等の 7 億円以上が削減された。

水道事業体には長い歴史とか経営方針があり、水道関係企業ごとにそれぞれの経営体質があり、包括業務委託の委託先選定は、生涯のパートナー選びと言え、パートナーによって事業の成功、不成功の大半が決定してしまい、慎重に行うべきというアドバイスも受けた。

一般的に、日本社会は急激な変化を嫌うので、委託は十分年数をかけて徐々に移行できることがベターなことだと考える。

(渡辺忠次委員)

太田市の場合、まず市長の「民間にできることは民間に」という強い方針のもと、水道事業の最適運営形態を模索した結果、債務負担がかなり重いことも相俟って、包括業務委託がベストであるとの結論に達し、平成 17 年度から実施した。それまでも料金収納業務や漏水修繕、修繕待機料を含む突発漏水修繕等はすでに実施されていたが、セクショナリズムに陥りやすく、委託の限界が感じられていた。包括委託に転じた結果、仕事がスムーズに回転し始めて、今では、予算、執行、決算の業務にまで仕事が深まり、太田市は全てをさらけ出して委託をしている状況にある。つまり、管理は市側でやらなければならないという迷信を取り払った感がある。これは、須賀川市としては参考にすべきである。

しかし、今後の課題として、受託事業者の人事管理上の不備により、全てを任せきれない面もあり、採算性の重視により安心安全な水に対する責任が希薄になるきらいもあり、また、仕事の平準化を図る意図から、年単位で提出すべき資料のリストとスケジュールをあらかじめ整理しておく必要等が指摘される。



太田市での行政調査

3 備前グリーンエネルギー株式会社の概要について

(1) 設置経過

備前みどりのまほろば協議会の理念（持続可能な地域社会を目指して環境に優しいエネルギーでまちづくりを進める）を地域エネルギー事業という形で具体化し、市民参加のもとで推進するための事業会社として平成17年12月に設立した。現在も従業員10名で地域コンサルとして活動している。

(2) 役割

- ・ 自然エネルギー、省エネルギー、新エネルギーの普及・設置
- ・ 協議会の理念を受けた事業の実施、事業報告及び決算の報告
- ・ 市民出資の募集主体

(3) 具体的な事業概要

ア オンサイト太陽光事業

(主な概要)

- ・ 平成19年度に合計17か所に太陽光発電システムを設置
- ・ 導入にかかる資金は、国（環境省）から補助金（2/3）と市民出資（1/3）を組み合わせて調達
- ・ 公共施設、民間事業所等の屋根に無償で設置し、サービス料金を徴収
- ・ ファンドの出資者に対しては、収入（サービス料金の累積）から毎年分配金を返還しており、ファンド償還時には元本を完済する予定

※太陽光発電により発電した電力について

- 自家消費分を備前グリーンエネルギー株式会社へ支払（利用料金として）
- 太陽光発電で不足する分を電力会社から購入
- 太陽光発電で余剰分が出た場合は、売電収入は備前グリーンエネルギー株式会社へ
- 環境価値は備前グリーンエネルギー株式会社がグリーン電力証書として販売

(事業実績)

- ・ 所在地 岡山市内6施設、備前市内9施設、瀬戸内市内2施設 合計17施設
- ・ 設置容量 合計335kw
- ・ 年間発電量予測 約340,000kwh
- ・ 年間CO2削減量 約190トン-CO2/年
- ・ 導入設備 太陽光パネル 1,884枚（サッカーコート約1/3面分）

イ 省エネ・ESCO事業

資料のとおり

ウ 調査・研究事業

- ・ 環境エネルギー、森林、廃棄物等の地域が直面する課題に関して調査・研究を実施
- ・ これまで受託した調査・研究事業の実績は資料のとおり

4 備前市地域エネルギービジョンの概要について

上記の取組を進める中で、備前市において、平成17年2月に自然と共生、市民との協働の施策として「備前市 地域エネルギービジョン」を策定した。

【質疑応答】

(水野敏夫委員)

Q：備前みどりのまほろば協議会及び市において、各世帯へ太陽光発電設備を導入した場合の補助を行っているのかについて伺いたい。

A：各世帯への太陽光発電施設の設置補助は行っていない。

(車田憲三副委員長)

Q：備前グリーンエネルギー株式会社は、母体となった民間企業があったのか、全くの新設の会社なのかについて伺いたい。また、具体的な事業内容についても伺いたい。

A：備前みどりのまほろば協議会は環境に優しいエネルギーの普及啓発活動を主にを行い、それを実現するための事業会社として備前グリーンエネルギー株式会社が設立された。母体という会社はない。当該事業は長野県の飯田市をモデルに事業を行っており、飯田市の方にも関係のある環境政策に関係のある会社から人員を募集し、一から作った会社である。

Q：社員は公務員ではなく民間の職員なのか、また、何人いるのかについて伺いたい。

A：公務員はおらず、全て民間の職員で、社員数は10名である。

(本田勝善委員)

Q：遊休農地等へ太陽光発電パネルを設置する考えはあるのかについて伺いたい。

A：遊休農地等への設置は考えていない。調査・研究事業の一環として、市内の池の上に太陽光パネルを設置する調査を行ったが、コストの問題等から設置は難しい状況である。

(森新男委員)

Q：備前グリーンエネルギー株式会社は、どのような運営形態となっているのか、備前みどりのまほろば協議会との関係はどのようになっているのかについて伺いたい。

A：備前みどりのまほろば協議会が株式の6割を保有しており出資団体となっている。このため、協議会の基本理念に向かって業務は行っているが、株式会社なので利益を追求して独自の事業も行っている。

Q：会社の運営としては、備前グリーンエネルギー株式会社が独自に事業を行っているという捉え方で良いのか？

A：そのとおりである。

(加藤和記委員)

Q：木質バイオマスストーブの一般家庭への普及への考え方について伺いたい。

A：備前グリーンエネルギー株式会社が木質燃料ストーブの販売を行っているが、値段が高いため、普及拡大にはつながっていない状況である。

Q：木質バイオマスストーブの導入に対する補助等の考えはあるか伺いたい。

A：財政的にも厳しい状況であり、補助については現在のところ考えていない。

Q：新たな取組としては何か調査等を行っているものはあるか伺いたい。

A：食用廃油を回収して燃料とすることができるような調査・研究を実施している。

(大内康司委員)

Q：平成17年から3か年の国の補助事業が終了した後の事業資金について伺いたい。

A：平成17年から3か年はハード事業を実施しているが、平成20年以降は、備前みどりのまほろば協議会としては、普及啓発や環境学習などのソフト事業以外の新たなハード事業は実施していない。

(加藤和記委員)

「環境と経済の好循環のまちモデル事業」の国の認可を受けて、公共施設にソーラー発電施設の設置を図るとともに、自然エネルギー、省エネルギーを推進するための「エコハウス」の建設が一番の狙いとする取り組みで会った。モデル事業の期間が終了と同時に、ソフト事業のみ行っているとの説明があり、うまく取り込んだなという気がした。

ただ、原発事故の真ただち中にある本件の自治体にあっては、自然エネルギーや省エネルギーを本気で考えなくてはならない時期だと思うので、本市にとっても更に調査等を進める必要があるのではと考えます。

(大内康司委員)

備前市は、旧市町村で昭和60年で総人口48,112人、平成17年平成の大合併時で40,241人となっており、平成22年字で37,839人と人口減少地である。

合併時46人の議員は、平成18年に26人、平成22年の改選で22人、26年の改選時には16人となる予定です。

みどりのまほろば事業は、発想と政府の環境事業が見事に合致した事業で、常に政府の事業の取組に着目するか、地元選出の国会議員からの情報収集をしないと、国の情報は得難いと思われてなりません。

地方の職員に求めるのは無理があり、首長や議会議員の自脈を生かしてみてもはどうでしょう。新規事業の派生により、就労人口が増えてくれば当市勢も浮上できる可能性もあります。医療関係事業所と首長や議会との話し合い等々、グリーンエネルギー〜クリーンエネルギーへの取組の強力な加速も求めています。

エコハウスモデル事業は素晴らしいが、建築費を少し抑えないと一般普及は難しいのではないかと。

(水野敏夫委員)

環境省の「環境と経済の好循環のまちモデル事業」に選ばれ、省エネと二酸化炭素排出削減に取り組んでいる。環境省から10億円の交付を受けて、省エネ機器、断熱設備、木質ストーブ、太陽光発電の普及を行っているが、現在のところ、公共施設のみでの設置であり、一般家庭には普及していない。ここに事業に対して疑問を感じた。モデル事業として最初に公共施設に設置し、それを一般家庭に普及させることが目的ではないのか。普及の宣伝活動はしているようだが、設置する一般家庭には補助金などで支援すべきである。

環境共生モデル事業としてエコハウスを見学した。太陽光発電、地中熱換気システム、断念複層ガラスなどが設置され、省エネ住宅であり、将来はこのような住宅が普及する予感がした。

2 山口市徳地農業公社の具体的な事業内容

(1) 農地利用集積円滑化事業の推進

農地利用集積円滑化事業規定を活用し、認定農業者・担い手・集落営農組織へ農地の集積を行い、生産性向上を図るとともに、耕作放棄地をなくし、農地の保全に努める。これらの農地集積を行うに当たっては、県・市・市農業委員会・農業協同組合等関係機関・団体と十分な調整、連携を図りながら推進する。

ア 農地利用集積円滑化事業の普及推進活動の実施

イ 受任農地の受け手農家への斡旋と情報収集

ウ 農業委員との連携強化

エ 新規就農者の就農地斡旋等就農の支援

(2) 地域農業の担い手の確保

集落営農組織・認定農業者等と連携を取りつつ、営農の互助・援助・支援体制を整備し、担い手が自立できるよう支援する。

新規就農者については、山口市新規就農者技術習得支援施設（チャレンジ農場）の指定管理者として、関係機関と連携の下、施設の設備、圃場を活用した高設イチゴ、養液栽培ホウレンソウ、路地ピーマン、ヤマノイモ、水稻の栽培技術、収穫調整、出荷方法、プラント管理等の栽培技術習得研修を行うとともに、就農計画策定協議、農村生活相談、住宅確保等の就農準備研修を行い、就農後の徳地地域の農業の担い手として育成する。

○チャレンジ農場

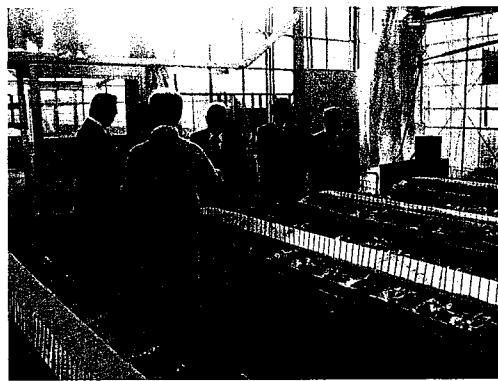
ア 山口市新規就農者技術習得支援施設の管理・運営

イ 高設イチゴ、養液栽培ホウレンソウ、路地ピーマン、ヤマノイモ、水稻の栽培

ウ 新規就農予定者（研修生）への研修

エ 研修生の募集

オ 中学生、緑のふるさと協力隊等の農業体験受入。



(チャレンジ農場のハウス作物の栽培状況・施設の概要について説明を受ける)

4 質疑応答

(水野敏夫委員)

Q：チャレンジ農場の応募については、全国どこからでも応募はできるのか伺いたい。

A：全国どこからでも応募は可能だが、研修終了後は山口市に居住するということが条件となっている。

Q：研修生の前職は問わないのか伺いたい。

A：研修を受けるに当たって前職についての条件はない。

Q：研修生への助成について、研修生と同居する家族がいる場合は、その分も追加して助成されるのか伺いたい。

A：家族の分を追加して助成することはしないが、国の基準で、夫婦ともに新規就農の認定を取るのであれば、1.5倍の助成をすることとなっている。

Q：研修終了後に就農する場合において、必要となる農地や設備は取得するのか又は借りるのか、その資金についての助成等があるのかについて伺いたい。

A：以前は取得する方が多かったが、最近は借りている方が多い。借りる場合については、県と市が1/2ずつを補助するため、自己負担はないようになっている。設備については、市単独で機械等を上限50万円程度、JAを通して補助している。

(加藤和記委員)

Q：農地利用集積について、受け皿となる集落営農、担い手がどの程度あるのか伺いたい。

A：集落営農組織も、現実的に活動しているのは2組織程度であり、受け手がなかなか見つからない状況である。水周りの管理の関係もあるので、近所の方を中心に探している状況である。

Q：水田が1,180haあるが、この面積について担い手を作りながら耕作放棄地を出さないようにするための担い手グループは将来的に何グループぐらいを考えているのか伺いたい。

A：山口市全体で農業法人は35法人あるが、徳地地内の農業法人は2法人しかない。要因としては、基盤整備が進んでいないことがあげられる。このため、農業法人に限らず、認定農業者や意欲のある農業者に担い手になっていただくようにしている。

Q：圃場整備を進めなければ集落営農も進まないと考えるが、今後の圃場整備の考え方について伺いたい。

A：圃場整備を予定している地域があるが、なかなか条件が整わず進まない状況である。このため、担い手を作っていくことが現実的に難しい状況である。

Q：借り手が見つからなかった場合は、公社が請け負う場合もあるのか伺いたい。

A：現時点で、公社は作業受託を行っていない。農地が点在しているので、水周りの管理等の経営の受託は行っていない。

(車田憲三委員)

Q：チャレンジ農場で途中リタイヤされた方は補助金返還ということだが、研修終了されてからなかなか就農できない方についてはどのように対応しているか。

A：原則2年以内に就農しなければ補助金返還ということになっている。

【各委員の調査所感】

（塩田邦平委員長）

行政関係団体が相互にその機能を補完し、地域における農家の発展と生活向上安定に資する独立機能を保有、発揮する農業公社を設立した。

平成24年3月に公益社団法人の認定を受け、農地利用集積円滑化事業、農業の担い手確保（新規就農者の支援）、栽培技術習得研修、中学生緑のふるさと協力隊の農業体験受入、農業の受委託事業（オペレーター研修）、都市住民との交流（棚田オーナー制度）を実施してきた。

チャレンジ農場の研修制度は、年間3名で2年間とし、18才～50才までを対象としている。研修費補助は月額15万円であり、補助事業としては、ハウス・設備・機械等の設備に対する補助（国・県市）がある。

過去10年間で8名が就農している。ここ数年は応募がない状況が続いている。自己資金は、まだ500万円程度あるとのことであった。

（車田憲三副委員長）

農業公社として、事業内容に対しての役割は十分果たせていると思う。特に、都市住民との交流事業（棚田オーナー制度）が11年継続されており、事業内容が充実している。地域農業の担い手の育成確保のための事業である新規就農者技術習得支援施設（チャレンジ農場）については、研修生13名のうち、8名就農しており、認定農業者もおり、事業としては成功していると思う。研修計画の設計、研修機関の支援制度が整備されている。新規就農者（イチゴ生産）の経営も順調のようである。新規就農者のほとんどが農業の未経験者であるが、支援、援助体制が整っていれば将来の農業の担い手も育成することができると感じた。今後は就農者の長期的な収入安定確保が維持されれば事業も拡大していけると思う。農業後継者問題を抱える本市にとっても参考となる調査であった。

（本田勝善委員）

徳地農業公社については、農地利用円滑化事業・地域農業の担い手の確保・農作業の受委託・都市住民との交流・地域特産物の振興など地域の特性に合わせた農号の振興に取り組んではいますが、現状では中山間地域・過疎化高齢化が進んでいる中では、やはり農業公社として事業に取り組んでいくにしても大変厳しい状況だと感じ取ることができた。本市農業公社についても、今後、具体的な在り方についてはしっかりと協議をしていく必要があると思われる。

（森新男委員）

本公社は、設立当初の趣意である農業が現在置かれている担い手の不足、耕作放棄地の増加、農業従事者の高齢化などの農業経営の継続、発展の困難な状況を打開しようと農家の目線に立って、新規就農者、担い手の育成、非農業者を対象としたサポーター制度の推進、農地の集積事業の取組などを積極的に推進し成果を上げており、その背景には公社職員の構成（正規職員、専門知識をもった指導者）にあり、各々が責任感と情熱をもって取り組んでいることにあるものと思慮する。